

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 6 号  
2 0 1 6 年 4 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「申」第25号「半日単位の年休不承認に関する申し入れ」  
の会社回答に対する申し入れ

2月25日、J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 5 号 「 半 日 単 位 の 年 休 不 承 認 に 関 す る 申 し 入 れ 」 ( 1 月 2 9 日 付 ) に 対 し て 会 社 は 労 使 協 議 の 開 催 を 拒 否 し た 。 幹 事 間 の 回 答 で は 、 「 協 約 ( 議 事 録 ) に 基 づ い て 新 大 阪 駅 営 業 二 科 に お け る 半 休 は 付 与 出 来 ない 」 で あ っ た 。

議事録とは、平成23年度基本協約改訂に関する議事録確認の「半日単位の年休の使途制限廃止」についての会社回答である。内容は「駅等のように出面での要員確保が必要となる箇所、出面の一員として作業ダイヤにより業務に従事する社員については、半休ではなく1暦日の年休を取得したほうが正常な業務運営の確保の観点から望ましい(中略)。今後についても、半休を取得するにあたり代替勤務者の手配を伴うような場合等は、従前通り義務的休暇ではない半休の取得を認めることは基本的に考えておらず(後略)。」である。

しかし、営業二科は会社回答にある「出面での要員確保が必要となる箇所」ではない。営業二科は新大阪駅の基準人員に含まれておらず、一日に必要な出面(要員)も明らかにされていない。このような特殊的な職場である営業二科は、出面での要員確保が必要となる箇所には該当しないことは明らかである。このことを証明しているのは、同じ基準人員ではなく、同じ業務内容の職場である東京駅と新横浜駅の営業二科では半休が取得出来ている。東京駅と新横浜駅の営業二科では、半休を取得する社員は業務を補助する形で勤務しているので、半休を取得する社員に対する代替勤務者は必要としないのである。東京駅と新横浜駅の営業二科における半休付与は、会社がいうところの「レアなケース」「イレギュラー」ではなく、協約に基づいて半休を付与されている。会社は、平成23年度協約改訂に関する議事録確認の「半日単位の年休の使途制限廃止」について「(後半部分)半休を取得することが業務の正常な運営に支障がない場合は、半休の取得を認めることはありうる」と回答している。

以上のことから、新大阪駅営業二科は半休を取得できる職場であることが明らかであることから、以下の通り申し入れるので労使協議の場を設定し、半休を取得出来るようにすること。

記

1. 新大阪駅営業二科における半休を取得出来るようにすること。

以上